



歴史
基本構想
文化



尾道市文化財保存活用計画

平成23年3月
尾道市

目次

はじめに	1
第1章 保存活用計画の基本方針	3
1 文化財の調査に関する基本方針	3
2 文化財の修理に関する基本方針	3
3 文化財の防災に関する基本方針	3
4 文化財の継承の仕組みに関する基本方針	4
5 文化財の活用に関する基本方針	4
6 関連文化財群等の保存・活用に関する基本方針	4
第2章 関連文化財群の保存・活用の取組内容	6
1 港町の多彩な文化と景観	6
(1) 個別的な保存・活用の方針	6
(2) 群づくりの方針	9
2 水軍や海運の海道文化と遺産	12
(1) 個別的な保存・活用の方針	12
(2) 群づくりの方針	12
3 港町や農山漁村の集落と民俗芸能	14
(1) 個別的な保存・活用の方針	14
(2) 群づくりの方針	14
4 街道と宿場町 交易・交流の遺産	16
(1) 個別的な保存・活用の方針	16
(2) 群づくりの方針	16
5 地域に息づく近代化遺産	18
(1) 個別的な保存・活用の方針	18
(2) 群づくりの方針	18
6 尾道の生活文化	20
(1) 個別的な保存・活用の方針	20
(2) 群づくりの方針	20
7 時のミュージアム・尾道～時間と空間が織りなす文化の重層・結節～	22
(1) 時代ごとの文化財の把握・整理	22
(2) 時代ごとの文化財のつながりを持った活用	22
(3) 時代間での文化財のつながりを持った活用	22
(4) 時のミュージアム・尾道の情報発信と普及・啓発	22

第3章 文化財の保存・活用を推進する事業	24
1 文化財の調査に関する事業	24
2 文化財の修理に関する事業	25
3 文化財の防災に関する事業	25
4 文化財の継承の仕組みに関する事業	26
5 文化財の活用に関する事業	28
6 関連文化財群等の保存・活用に関する事業	30
第4章 (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設と運用	31
1 (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度制定の目的と基本的な条件	31
2 (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度の内容	32
(1) (仮称) 尾道市歴史文化資源市民登録制度の枠組み	32
(2) 制度の展開について	32
3 歴史文化資源の枠組みと内容	34
4 歴史文化保存活用区域内における歴史文化資源の位置づけ	38
第5章 保存活用計画の事業推進体制	40
第6章 保存活用計画に関わる事業の展開と進行管理	42
1 保存活用計画に関わる事業の展開	42
2 保存活用計画の進行管理	44

はじめに

尾道市文化財保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）は、文化庁委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」に基づき、尾道市歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）と一体となって策定するものである。

基本構想は、地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくためのものであり、実際に文化財の保存・活用を行っていくために保存活用計画として策定する。

保存活用計画の策定においては、基本構想が基本となるが、その前提として、文化財を以下のように定義している。

＜文化財の定義～歴史文化資源＝広義の文化財～（下図参照）＞

文化財とは、一般的には指定文化財を指すことが多いと言えるが、「指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産（文化審議会文化財分科会企画調査会・報告書 平成19年10月30日）」を指す。

このことは、文化財保護法による6種類以外のものについても、文化財となり得ることを示しており、広義の文化財と捉えることができる。

これを尾道市歴史文化基本構想及び文化財保存活用計画（以下「尾道市歴史文化基本構想等」という。）においては、「歴史文化資源（広義の文化財）」と定義する。

また、基本構想では、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」という新たな視点を踏まえ、テーマや区域を設定（次頁を参照）しながら、文化財の保存・活用に関する方針などをまとめている。

保存活用計画は、こうした基本構想を踏まえ、主要な分野ごとに基本方針を設定し、それに基づく事業を明らかにするとともに、関連文化財群における保存・活用の取組内容を示す。また、（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の運用などを明らかにし、最後に、事業の推進体制や進行管理などを整理し、具体化への道筋をつける。

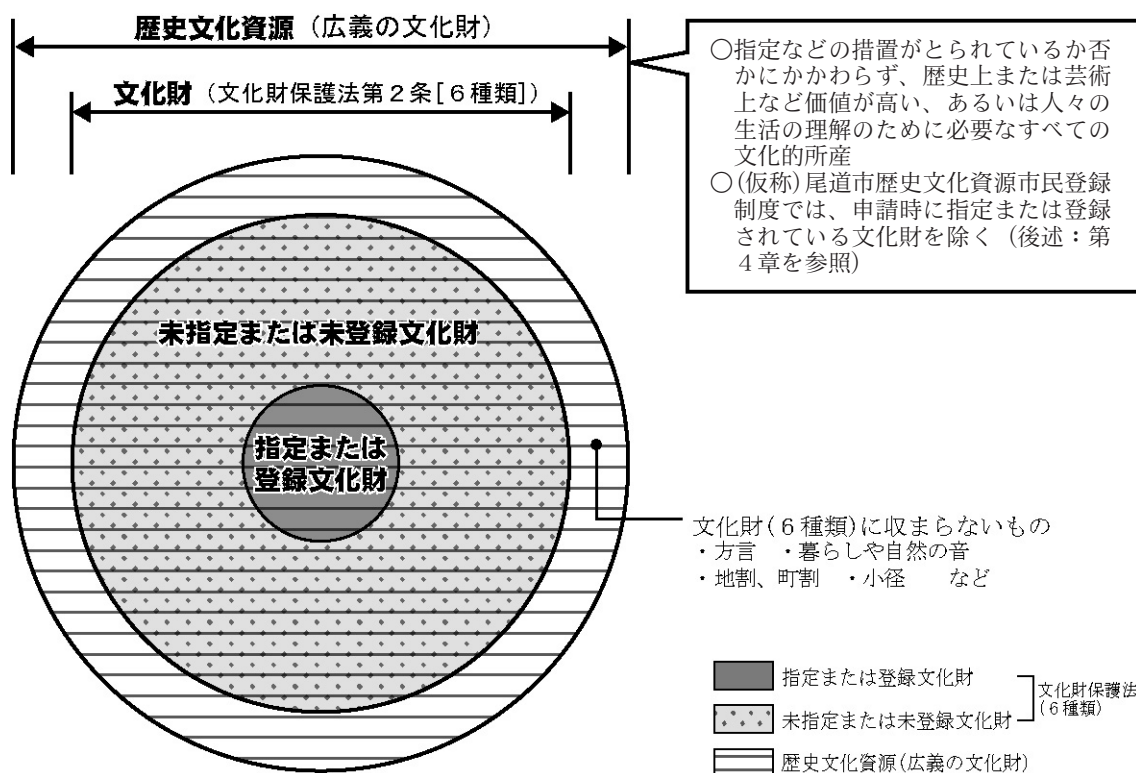


図 0-1 文化財及び歴史文化資源の定義

なお、文化財の保存・活用は、持続的な取組であるとともに、保存活用計画は文化財保護行政だけでなく、都市整備や景観、港湾、観光、教育、そしてまちづくりなどに関わる内容を有していることから、総合調整が不可欠であり、そのための時間を要することになる。

一方で、具体化を目指す計画としては、目標とする計画期間を設定することによって、より実効性が高まると考える。

このため、本計画の計画期間は、平成23年度から概ね10年間で捉え、計画期間の中で、事業の優先順位の設定や事業間の連携を進めながら、短期・中期・長期または年次の事業実施時期等（事業計画または行動計画）を検討する。なお、本計画では、設定した事業について、短期・中期・長期をイメージした事業展開をモデルとして設定する。

さらに、今後、事業を進めながら、適宜、その進捗状況や効果などを評価し、事業計画（行動計画）を見直すこととする。

